

平成 22 年度 実績評価書（平成 21 年度の実績の評価）

「適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること」について

平成 22 年 6 月

保険局総務課(神田裕二課長)[主担当]

保険局総務課保険システム高度化推進室(矢田真司室長)[レセプトの電子化率関連]

保険課(吉田学課長)[健康保険組合関連]・高齢者医療課(吉岡てつを課長)[後期高齢者広域連合関連]

国民健康保険課(伊藤善典課長)[市町村国保・国保組合関連]・医療課(佐藤敏信課長)

1. 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系 (図)】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
施策大目標分野	地域医療体制の整備	医療従事者の確保	医療サービスの促進	利用者視点に立った 中、心臓病等)の推進	政策医療(がん、脳卒 中、心臓病等)の推進	感染症、難病対策	医薬品・医療機器の 適切な利用の推進	血液製剤の安定供給	ワクチンの安定供給	開発促進	新医薬品・医療機器の	医療保険制度	健康づくりの推進	健康危機管理

施策大目標	
10	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
施策中目標	
1	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

※ 並列する施策中目標はありません。

【政策体系 (文章)】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

施策中目標 1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

(関連施策)

特になし

(予算書との関係)

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

- (項) 医療保険給付諸費：医療保険給付に必要な経費（全部）
 - 医療保険制度の適切な運営に必要な経費（全部）
 - 医療保険制度の推進に必要な経費（全部）
- (項) 医療費適正化推進費：医療費適正化の推進に必要な経費（全部）

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

- (施策小目標1) 保険者の再編・統合や保険者の財政基盤の強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること
- (施策小目標2) 保険者の適用・徴収・給付事務を適切かつ効率的なものとする
- (施策小目標3) 審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること

(予算)

	H18(決算額)	H19(決算額)	H20(決算額)	H21(予算現額)	H22(当初予算額)
一般会計(百万円)	7,166,000	7,567,322	7,919,387	8,289,254	8,200,948
年金特別会計健康勘定(百万円)	8,330,702	8,737,076	7,926,217	8,290,628	8,630,747

3. 施策を取り巻く環境 — 評価の前提

(1) 施策の枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）

○健康保険法（大正11年法律第70号）により、

- ・国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担する。
- ・上記のほか、全国健康保険協会の保険給付、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に対して、平成21年度までは13%等の補助を行い、平成22年度から平成24年度までは、全国健康保険協会の財政危機に対応して、これらに対して16.4%の補助を行うこととされています。

○国民健康保険法（昭和33年法律第192号）により、

- ・国は、市町村に対し、保険給付、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額の34%を負担するとともに、国民健康保険の財政を調整するため、市町村に対して当該合計額の全体の9%相当の調整交付金を交付することとされています。
- ・国は、国保組合に対し、保険給付、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額の13～32%を補助するとともに、組合の財政力等を勘案して補助を増額することができます。

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）により、

- ・国は、後期高齢者医療広域連合に対し、保険給付、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額の25%を負担するとともに、後期高齢者医療の財政を調整するため、後期高齢者医療広域連合に対して当該合計額の全体の8%相当の調整交付金を交付することとされています。

(2) 現状分析（施策の必要性）

○高齢化の進展や医療技術の向上に伴い、年々医療費が増大しているなか、各医療保険者において必要な給付を行うためには、給付費に対する定められた割合の国庫補助を確実に行うことが必要です。また、全国健康保険協会については、平成20年度後半からの急速な経済の落ち込みによる財政危機に対応するため、平成22年度から平成24年度まで、保険給付費等に対する国庫補助率を13%等から16.4%に引き上げたところです（施策小目標1関係）

○医療保険制度を円滑に運営していくためには、各保険者が被保険者の適用事務や保険料（税）徴収事務、給付事務等を適切かつ効率的に行っていく必要があります。特に、全国健康保険協会については平成18年度以降、市町村国民健康保険についても平成20年度に、保険料収納率の低下があったところです。医療保険財政が厳しい中で、保険料を納めている被保険者等の負担を考え

れば、保険料の収納率の下落が保険料率の更なる増要因となることを十分認識し、保険料の収納のための取組を強化していくことが必要です。

また、各保険者は、被保険者の健康に対する認識を深め、ひいては事業の健全な運営に資することを狙いとして、医療費通知を実施しています。給付の適正化を図るためにも、より多くの保険者において医療費通知を実施していくことが求められます。（施策小目標2関係）

- 医療費が増大していく中で、適正な保険診療の確保、保険料等を原資とする審査支払事務の更なる効率化が求められています。審査支払機関の業務の効率化に関する指標の一つとして、審査支払手数料を段階的に引き下げていくことが重要です。また、審査支払事務の効率化・医療サービスの質の向上といった目的を達成するための手段として、レセプトの電子化を推進していくことが求められます。（施策小目標3関係）

（3）施策実施上の留意事項（総務省、会計検査院等による指摘）

- 平成20年度決算検査報告にて、会計検査院より、
国民健康保険の療養給付費負担金について、一部保険者の交付申請に係る事務処理の誤りについて指摘を受けました。
→指摘により過大交付となった交付金について、平成21年度中に全額返還させました。
- 平成20年度決算検査報告にて、会計検査院より、
国民健康保険の財政調整交付金について、一部保険者の交付申請に係る事務処理の誤りについて指摘を受けました。
→指摘により過大交付となった交付金について、平成21年度中に全額返還させました。
- 平成16年度から平成20年度までの決算検査報告にて、会計検査院より、
医療機関等から不適正と認められる診療報酬の請求があつたにもかかわらず、これに対する保険者等の審査点検が十分ではなかったこと等により、保険者が支払った医療費が過大になっており、その過大分に対する国の負担が不当なものであるという指摘を受けました。
→保険局医療課より、各地方厚生（支）局及び都道府県主管部局に対して、保険者等におけるレセプトの審査、点検の充実を図るとともに、保険医療機関等に対する指導において指摘内容の一層の適正を図るよう通知しました。

4. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。施策小目標ごとの詳細な評価は、5. を参照下さい。

(指標・目標値)

指標と目標値(達成水準/達成時期)		毎年度において前年度以下とする(改善する)こと(後期高齢者医療制度にあつては、H22年度をH20年度以下とすること)				
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	各医療保険制度別における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合(全国健康保険協会については経常収支・単位は億円)					
	健康保険組合(経常収支)	30.1%	32.6%	44.8%	68.8%	集計中
	達成率	105.6%	91.7%	62.6%	46.4%	-
	市町村国保	63.7%	52.3%	71.1%	45.4%	集計中
	達成率	92.2%	117.9%	64.1%	136.1%	-
	国保組合	55.4%	43.6%	47.3%	18.2%	集計中
	達成率	要記入	121.3%	91.5%	161.5%	-
	後期高齢者広域連合	-	-	-	0%	集計中
	達成率	-	-	-	-	-
	全国健康保険協会	1,419	1,177	▲1,390	▲2,290	集計中
	達成率	59.0%	78.7%	-124.4%	35.3%	
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 健康保険組合については経常収支による。 健康保険組合については、健康保険組合連合会調べによるが、平成20年度の数値は決算見込値であり、平成22年9月頃確定値を公表予定です。また、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年9月頃公表予定です。 						
【参考】健康保険組合連合会ホームページ						
http://www.kenporen.com/press/pdf/20090410174226-0.pdf						
<ul style="list-style-type: none"> 市町村国保・国保組合については、国民健康保険事業年報による。平成21年度の数値については、平成23年2月頃に速報値、平成23年5月頃に確定値を公表予定です。 						
【参考】厚生労働省ホームページ						
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001036904						
<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療広域連合については、後期高齢者医療事業年報による。平成21年度の数値 						

については、平成23年2月頃に速報値、平成23年5月頃に確定値を公表予定である。

【参考】厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/database/seido/kouki_houkoku/h20.html

- ・ 全国健康保険協会については、
 - ① 平成19年度以前は、旧政管健保の数値であり
 - ② 平成20年度は、年度前半の旧政管時代を合わせた年度全体の収支であり
 - ③ 平成21年度の数値は、現在集計中です。

(指標の分析：有効性の評価)

- ・ 健康保険組合の平成20年度決算見込みの経常収支状況を見ると、経常収支は3,060億円の赤字であり、前年度の黒字から大幅な赤字に転じ、健康保険組合の財政は、厳しい傾向にあります。なお、一人当たりの平均標準月報酬は平成19年度の約37万円から約36万9千8百円へのほぼ横ばいにとどまっているが、平成21、22年度の健保組合全体の予算を見れば、健康保険組合の財政状況は医療費の増加等によりさらに厳しくなると見込まれており、引き続き注視していく必要があります。
- ・ 市町村国保の平成20年度の財政収支は、市町村の一般会計からの赤字補てん分を除いた実質的な収支でみた場合、約2400億円の赤字となっています。これは、後期高齢者医療制度及び前期高齢者の財政調整制度が導入される前の平成19年度よりも約1200億円改善しているものの、依然として厳しい状況が続いていると認識しています。この背景には、加入者の平均年齢が高く、所得が低い者が多いなど、市町村国保が抱える構造的な問題があると考えています。

一方、国保組合の平成20年度の財政収支は、制度改革の影響により、約200億円の黒字となっています。
- ・ 後期高齢者医療制度の平成20年度の財政収支は、すべての後期高齢者医療広域連合において黒字となっています。その主な理由としては、後期高齢者医療制度の保険料率は2年間の財政運営期間を通じて財政の均衡を保つことができる率となっているため、初年度においては、剰余が発生する仕組みとなっていること等が挙げられます。
- ・ 主に中小企業の従業員とその御家族が加入する全国健康保険協会の財政については、平成20年秋以降の景気の急激な悪化の影響を受け、大変厳しい状況にあります。その原因として、平成21年度の報酬が落ち込んだことにより、保険料収入が大幅に減少したことや、そもそも医療費が自然増により伸び続けている中、平成21年秋からの新型インフルエンザの流行の影響などにより更に医療費が増加したことが挙げられます。

平成21年度の収支は、21年暮の時点で、単年度で約6,000億円の赤字となる見通しであり、これまで積み立ててきた準備金をすべて取り崩したとしても、同年度末の累積赤字は約4,500億円となる見込みでした。

①効率的の評価

- 健康保険組合の保険料の徴収率については、厳しい経済情勢の下でも、高い値を維持しており、適切な納付の督促等が効率的に実施されていると評価できます。一方、全国健康保険協会については、保険料の徴収率は、旧政管健保時代を含め、経済状況の落込み等によりH18以降低下傾向にあり、保険料収納のための更なる取組が必要です。
- 市町村国保の保険料収納率は平成17年度から平成19年度までは上昇傾向にあったが、平成20年度に収納率が低下しています。これは、主に、平成20年度に後期高齢者医療制度が導入され、収納率の高い75歳以上の高齢者が市町村国保から後期高齢者医療制度へ移行したためであるが、これに加え、景気悪化の影響などもあると考えられます。一方、国保組合の保険料収納率は、高水準を維持していると評価できます。
- また、医療事務全体の効率化を図るため、平成18年度からレセプトオンライン化を進めており、平成21年度において、レセプトの電子化率が、75.6%（医科病院97.4%、医科診療所71.6%、調剤薬局99.9%、歯科診療所3.0%）と着実に導入が進んでいます。

②今後の方向

- 高齢化の進展や医療技術の進歩に伴う医療費の増加、平成20年度後半からの厳しい経済状況のもとでの所得の落ち込みにより、医療保険財政を取り巻く環境は厳しさを増しています。そのため、そのままでは国民健康保険、全国健康保険協会、後期高齢者医療制度それぞれの平成22年度以降の保険料について大幅な上昇が見込まれていました。このような現状を受け、それぞれの制度における保険料の上昇を抑制するための財政支援措置を講ずること等を内容とする「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」を平成22年通常国会に提出し、先般成立したところです。この改正内容の要旨としては、以下の3つです。
 - I 平成22年度から24年度までの協会けんぽに対する国庫補助率の引上げ
 - II 市町村国保に対する財政安定化措置の4年間の延長及び広域化の推進
 - III 高齢者の保険料軽減のための措置
- 保険者の都道府県単位での再編・統合は、医療保険財政の安定や地域の実情に応じた保健事業の実施など保険者機能の発揮に資するものであり、引き続き推進していく必要があります。なお、この場合において、きめ細やかな保険料の納付相談や保険料徴収の努力といった、これまで保険者が身近にあったこと等によるメリットを極力損なわないような工夫が必要です。

また、医療費の適正化に向けた取組として、平成20年度からの5カ年計画である医療費適正化計画に基づき、生活習慣病予防などを推進していくこととしているが、高齢化の進展等により今後も医療費の増加が見込まれる中で、医療保険制度を持続可能なものとするためには、こうした取組により、医療費の効率化できる部分は効率化していくことが必要であると考えています。

この医療費適正化計画については、平成22年度に進捗状況の評価を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを実施することとしています。

- 後期高齢者医療制度については、廃止することとしており、現在、廃止後の新たな制度のあり方について、厚生労働大臣が主宰する「高齢者医療制度改革会議」において検討を進めているところです。改革会議においては、「後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする」、「市町村国保の広域化につながる見直しを行う」等の6原則をお示ししており、引き続き、この原則に基づき、具体的な制度設計の議論を着実に進め、平成22年末を目途に最終的なとりまとめを行った上で、次期通常国会に法案を提出し、平成25年度を目途に新たな制度を施行することとしています。

5. 評価と今後の方向性（施策小目標ごと）

施策小目標ごとの評価と今後の方向性は次のとおりです。指標・目標値の動きは別図を参照下さい。また、個別の事業ごとの評価は別表を参照下さい。指標の出典等は9. 参考を参照下さい。

（1）施策小目標1「保険者の再編・統合や保険者の財政基盤の強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること」関係

指標・目標値

指標と目標値(達成水準/達成時期)		毎年度において前年度以下とする（改善する）こと（後期高齢者医療制度にあつては、H22年度をH20年度以下とすること）				
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	各医療保険制度別における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合(全国健康保険協会については経常収支・単位は億円)					
	健康保険組合（経常収支）	30.1%	32.6%	44.8%	68.8%	集計中
	達成率	105.6%	91.7%	62.6%	46.4%	-
	市町村国保	63.7%	52.3%	71.1%	45.4%	集計中
	達成率	92.2%	117.9%	64.1%	136.1%	-
	国保組合	55.4%	43.6%	52.7%	18.2%	集計中
	達成率	112.5%	121.3%	79.1%	161.5%	-
	後期高齢者広域連合	-	-	-	0%	集計中
	達成率	-	-	-	-	-
	全国健康保険協会	1,419	1,177	▲1,390	▲2,290	集計中
	達成率	59.0%	78.7%	-124.4%	35.3%	
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 健康保険組合については経常収支による。 健康保険組合については、健康保険組合連合会調べによるが、平成20年度の数値は決算見込値であり、平成22年9月頃確定値を公表予定です。また、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年9月頃公表予定です。 						
【参考】健康保険組合連合会ホームページ						
http://www.kenporen.com/press/pdf/20090911170950-0.pdf						
<ul style="list-style-type: none"> 市町村国保・国保組合については、国民健康保険事業年報による。平成21年度の数値については、平成23年2月頃に速報値、平成23年5月頃に確定値を公表予定です。 						
【参考】厚生労働省ホームページ						

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001036904>

- ・ 後期高齢者医療広域連合については、後期高齢者医療事業年報による。平成 21 年度の数値については、平成 23 年 2 月頃に速報値、平成 23 年 5 月頃に確定値を公表予定です。

【参考】厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/database/seido/kouki_houkoku/h20.html

- ・ 全国健康保険協会については、
 - ① 平成19年度以前は、旧政管時代の数値であり
 - ② 平成20年度は、年度前半の旧政管時代を合わせた年度全体の数値であり
 - ③ 平成 21 年度の数値は、現在集計中です。

(事務事業等の概要)

- 健康保険組合が行う健康保険事業の円滑な運営を図るため、保険財政の基盤が脆弱なため健康保険事業の運営に支障をきたすおそれのある健康保険組合に対し、その事業の執行に要する費用のうち、保険給付等に要する費用について国庫補助を行う事業（健康保険組合給付費等臨時補助金）を実施しています。また、中小企業のサラリーマンが加入する全国健康保険協会に対して、保険給付等に要する費用について、平成 21 年度は 13%等の補助を行い、平成 22 年度から平成 24 年度までは、全国健康保険協会の財政危機に対応して、16.4%の補助を行います。
- 中高年や無職者が多いといった構造的問題を抱えている国民健康保険制度について、医療保険の運営の安定化を図るために、療養給付費等の 4.3%相当額等の国庫負担を行う事業（国民健康保険助成費）を実施しています。
- 後期高齢者医療制度の運営の安定化を図るために、療養給付費等の 3.3%相当額等の国庫負担を行う事業（後期高齢者医療制度給付諸費）を実施しています。

(評価と今後の方向性)

- 各医療保険者の財政状況の評価については、4 中の（指標の分析：有効性の評価）を参照下さい。
- 平成 20 年度の後半以降、経済状況が急速に悪化する中で、平成 22 年度には、そのままでは各制度において大幅な保険料率の引上げが必要となっていたところです。これらをできる限り抑制するため、以下のような内容を盛り込んだ「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」を平成 22 年通常国会に提出し、去る 5 月に成立したところで

I 全国健康保険協会の財政再建のための特例措置

平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間の特例措置として、①全国健康保険協会について国庫補助の 1.3%から 1.6.4%への引上げ、②同協会の単年度での収支の均衡の特例として、平成 22 年度以降の赤字額について、平成 24 年までの 3 年間で分割して返済することによる各年度の返済額の圧縮、③後期高齢者の医療費への現役被用者からの支援について、その 3 分の 1 に負担能力に応じた計算方法である総報酬割の導入

II 市町村国民健康保険の財政安定化措置の4年間の延長及び広域化の促進

「低所得者を抱える市町村」、「高額な医療費」に対する国、都道府県の補助等を引き続き実施。併せて、都道府県の権限と責任の強化を図り、都道府県の主導により、市町村国保の広域化を促進していく観点から、都道府県が広域化等支援方針を策定することができることとした。

III 高齢者の保険料軽減のための措置

給付変動等に備えるため都道府県に設置している財政安定化基金について、保険料の引上げの抑制に活用できるようにするとともに、サラリーマンに扶養されていた方の保険料の軽減措置を延長

- 国保組合については、歴史的経緯等から同業者が自主的に組織したものであり、組合方式により保険者機能を発揮しているという点では健保組合と同じであるが、国保組合の加入者は、基本的には、仮に国保組合がなければ市町村国保の加入者となる自営業者であり、事業主負担がないという点が健保組合と異なっていることなどを勘案して国庫補助を行っているところです。平成21年度に所得調査を行ったところであり、その結果を踏まえ、個々の国保組合の財政力等を十分に精査した上で、国保組合に対する国庫補助のあり方を見直すこととしています。